

令和7年12月22日

ご契約者様へのお知らせ

共済契約者 各位

新岩手農業協同組合

代表理事組合長 荘谷 雅行 公印省略

令和7年青森県東方沖を震源とする地震にかかる共済掛金払込猶予期間の延長・ 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予について

このたびの令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、多大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、弊組合では、令和7年青森県東方沖を震源とする地震による被害により、ご契約いただいております共済契約の掛け金の払込み・契約継続の手続について、所定の期日までのお手続きが困難な方につきましては、下記の取扱いを行うことといたしますので、ご希望される方は組合にお申し込みください。

記

1. お取扱い内容

(1) 長期共済

共済掛け金払込猶予期間の延長

(2) 短期共済

共済掛け金払込猶予期間の延長

継続契約の締結手続の猶予および共済掛け金の払込猶予

2. 第2回以後の共済掛け金にかかる共済掛け金払込猶予期間の延長（長期共済）

(1) 対象となる共済種類

建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約および年金共済契約

(2) 対象となる共済掛け金

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害（※1）を受けられた契約者様のご契約で、次の共済掛け金を対象とします。

① 年払契約

年応当日（※2）が令和7年10月8日から令和8年10月7日までの契約の掛け金

② 月払契約

全契約の掛け金（令和7年11月から令和8年10月までの共済掛け金）

（※1）被害の定義および対象となる共済掛け金の範囲など、詳細につきましては組合窓口にお問い合わせください。

（※2）年応当日…年ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(3) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日

① 年払契約

ア. 年応当日が令和7年10月8日から令和7年12月8日までの契約の掛金

それぞれ1年後の年応当日の前日

イ. 年応当日が令和7年12月9日から令和8年10月7日までの契約の掛金

令和8年12月8日（火）

② 月払契約

ア. 令和7年11月掛金

令和8年10月31日（土）

イ. 月応当日（※3）が1日から8日までの契約の令和7年12月掛金

令和8年11月30日（月）

ウ. 月応当日が9日から31日までの契約の令和7年12月掛金および令和8年1月

から令和8年10月までの掛金

令和8年12月8日（火）

（※3）月応当日…月ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(4) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を令和8年2月8日（日）までに組合にご提出ください。

3. 第1回共済掛金にかかる共済掛金払込猶予期間の延長（長期共済）

(1) 対象となる共済掛金

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられた契約者様の次の契約の第1回共済掛金を対象とします。

① 年払契約

契約日が令和7年9月8日から令和7年12月8日までの契約

② 月払契約

契約日が令和7年10月1日から令和7年12月8日までの契約

(2) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日

① 年払契約

それぞれ1年後の年応当日の前日

② 月払契約

ア. 令和7年10月契約の第1回共済掛金

令和8年9月30日（水）

イ. 令和7年11月契約の第1回共済掛金

令和8年10月31日（土）

ウ. 令和7年12月1日から令和7年12月8日までの契約の第1回共済掛金

令和8年11月30日（月）

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を令和8年2月8日（日）までに組合にご提出ください。

4. 共済掛金払込猶予期間の延長（短期共済）

(1) 対象契約

自動継続特約付火災共済契約（2年目以降10年目までが対象）、自動車共済契約（払込期月のある契約）、農業者賠償責任共済契約（払込期日のある契約）、定額定期生命共済契約、自動継続制度が適用される傷害共済契約（普通傷害共済契約、交通事故傷害共済契約、就業中傷害共済契約、農作業中傷害共済契約、特定農機具傷害共済契約、学校管理下外傷害共済契約）で、令和7年12月8日から令和8年2月8日の間に約款に定める共済掛金払込猶予期間が満了する契約。

(2) 共済掛金払込猶予期間の延長の満了日

令和8年2月8日（日）

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期間

令和8年2月8日（日）まで

なお、共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

5. 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予（短期共済）

(1) 対象契約

火災共済契約（共済掛金払込猶予期間の延長対象契約を除く。）、自動車共済契約、賠償責任共済契約（建物更生共済にセットされた契約を除く。）、団体定期生命共済契約、傷害共済契約（共済掛金払込猶予期間の延長対象契約、生命総合共済にセットされた契約を除く。）およびボランティア活動共済契約で令和7年12月8日から令和8年2月8日の間に共済期間が満了する契約の継続契約。

(2) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予の満了日

令和8年2月8日（日）

(3) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予のお申込期間

令和8年2月8日（日）まで

なお、継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

以上